年　　　　月　　　日

事業再構築補助金事務局　御中

申請者　　　 本社所在地

商号又は名称

代表者役職

代表者氏名

法人番号

（又は個人事業主管理番号）

事業再構築補助金の応募申請にあたって、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により、交付決定前に契約（発注）・購入・契約等を行わなければ多大な損失が発生することが考えられることから、令和３年２月１５日以降の事業についての事前着手の承認を求めます。

【誓約事項】必ずチェックしてください。

[ ] 　公募要領の内容（補助事業の目的、要件、補助対象経費、補助事業者の義務等）を全て確認し、理解した

上で、事前着手の承認を求めます。

[ ]  経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、適切な経費の支出、管理を行います。

[ ]  補助金の応募申請にあたって必要となるＧビズＩＤプライムアカウントは(既に取得済 / 現在申請中 ）です。 いずれかに○を付す

1. 会社概要

業種：

　　従業員規模：

　　会社ホームページ（ある場合）：

 ※新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業の概要を記載してください。（300文字以内）

２．事業計画の概要（300文字以内）

３．新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による事業活動への影響（300文字以内）

４．事業開始が遅れた場合に生じ得る影響（300文字以内）

【注意事項】

※事前着手申請は、応募申請の採択審査には一切影響を及ぼしません。

※事前着手が必要な方のみ、事前着手申請の受付期間内に事業再構築補助金事務局に申請してください。

※本申請により、**交付決定前に事業着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。**また、**令和３年２月１４日以前に着手した事業については、補助対象経費として認められません**ので、ご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症の影響と事業計画の関係性についての説明内容が不十分な場合は、事前着手は承認できません。承認の判断に当たって、上記１．～４．の記載事項に不明な点がある場合は、事務局から確認の問い合わせを行いますので、下枠内に担当者連絡先を記載してください。（担当者は、申請者名と同一の法人・個人の方に限ります。事後トラブル回避のため、認定経営革新等支援機関や外部支援者の方の連絡先は記載しないでください。）

※補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限ります。

【事前着手申請に関する担当者連絡先】

担当者部署名等：

担当者名：

電話番号：

e-Mail　：

住　所　：

※必ず、申請者名と同一法人・個人の連絡先を記載してください。申請者以外の認定経営革新等支援機関や外部支援者が記載されている場合は、内容に関わらず、承認はできません。

　支払いは、銀行振込の実績で確認を行います。（手形払等で実績を確認できないものは対象外となります。）

※採択後、交付申請手続きの際には、本事業における契約先（海外企業からの調達を行う場合も含む）の選定にあたって、経済性の観点から、入手価格の妥当性を証明できるよう可能な範囲で見積を取得する必要があります。

　相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を

選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定

理由書と価格の妥当性を示す書類を整備してください。